

平成 20 年 (排) 第 53 号

排 除 命 令 書

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 60 番 7 号

株式会社ファイブ・フォックス

同代表者 代表取締役 上 田 稔 夫

公正取引委員会は、前記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社ファイブ・フォックス（以下主文において「ファイブ・フォックス」という。）は、同社の「コムサイズム」と称する小売店舗等において一般消費者に販売した「39 - 02MR01」の品番に係るストールの取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために、平成 20 年 7 月ころから同年 10 月ころまでの間当該商品の下げ札及び品質表示タグにおいて行った、当該商品にカシミヤが用いられていないにもかかわらず、あたかも、当該商品の原材料としてカシミヤが 30 パーセント用いられているかのように示す表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- 2 ファイブ・フォックスは、今後、前項記載の商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- 3 ファイブ・フォックスは、今後、第 1 項記載の商品又はこれと同種の商品の取引に関し、第 1 項の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費

者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- 4 ファイブ・フォックスは、第1項に基づいて行った公示及び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事 実

- 1 株式会社ファイブ・フォックス(以下「ファイブ・フォックス」という。)は、
肩書地に本店を置き、衣料品の小売業を営む事業者である。
- 2 (1) ファイブ・フォックスは、平成20年7月ころから同年10月ころまでの間、
中華人民共和国に所在する事業者から我が国に所在する事業者を通じて輸入した「39-02MR01」の品番に係るストール(以下「本件ストール」という。)について、同社の「コムサイズム」、「コムサストア」、「CCM」、「コムサマーケット」及び「コムサモデルズ」とそれぞれ称する店舗において一般消費者に販売していた。
(2) ファイブ・フォックスは、本件ストールについて、卸売業者に下げ札及び品質表示タグを取り付けさせているところ、当該下げ札及び品質表示タグの記載内容を自ら決定している。
(3) カシミヤは、カシミヤ山羊の毛であり、カシミヤを使用した商品は、その光沢や滑らかな触感、保温力に優れていること等から、一般に高級品として認識されている。
- 3 ファイブ・フォックスは、本件ストールを一般消費者に販売するに当たり、平成20年7月ころから同年10月ころまでの間、当該商品の下げ札(別添写し1)及び品質表示タグ(別添写し2)に「カシミヤ 30%」とそれぞれ記載することにより、あたかも、当該商品の原材料としてカシミヤが30パーセント用いられているかのように示す表示をしているが、実際には、当該商品の原材料にカシミヤは用いられていないものであった。

法 令 の 適 用

前記事実によれば、ファイブ・フォックスは、本件ストールの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたもの

であって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成20年12月10日

公正取引委員会

委員長 竹 島 一 彦

委員 山 田 昭 雄

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

下げ札

(表面)



(裏面)



品質表示タグ

